

平成30年度 第9回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成31年2月14日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成30年度 第9回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成31年2月14日（木）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 3階 委員会室

●出席委員 2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 4番 井手上 治己
6番 森脇 伸宜 7番 下名迫 勝實 8番 上田 静可
9番 柳 葵

以上7名出席

●出席推進委員

以上一名出席

●欠席委員 5番 西辻 政親

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 小西 敏嗣

事務局員 門谷 佳彦・辻本 香織・阪田 泰規・民農 里英

●関係者

●議事事項 議案第14号 農地法第2条非農地証明交付申請の承認について
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について
議案第17号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30
年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評
価、並びに平成31年度の目標及びその達成状
況に向けた活動計画について
報告第15号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適
格法人報告書の提出について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（民農里英） おはようございます。定刻となりましたので、平成30年度第9回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが本日出席委員7名、欠席委員1名、5番西辻委員です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。あと平成31年も、あと残すところ1カ月半となってきてまして、事業のほうも大詰めとなっております。皆さん方には、今後とも事業について、いろんな意見を聞かせていただきまして、高野町の農業発展に取り組んでいきたいと思っております。

また、前回、審議の後、会長とともに和歌山のほうで農業委員会会長と事務局の合同会議出席させていただきました。

その中でも農業利用の最適化ということで取り組み強化に向けての話とか。また、人・農地プランとしまして、地域の話、活動です。そういったのにもしっかり取り組んでいかなければならないと思っておりますので、また、農業委員会の皆様には、御理解、御協力をよろしく願いいたします。

以上です、よろしく申し上げます。

事務局（民農里英）

ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は3番梶谷委員・4番井手上委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願いいたします。

議長

改めまして、おはようございます。

今年は、雪が少ないんで、皆さん大変かもしれませんが、それでもみんな何とか、皆さんいろいろ頑張っていたきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思っております。議案第14号、農地法第2条非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明申し上げます。

事務局（民農里英）

議案第14号、農地法第2条非農地証明交付申請の承認について、別添の農地につき、農地法第2条農地でない旨の証明願いがあったので、審議願いたい。

平成31年2月14日提出、農業委員会会長、柳葵。

今回の申請は1件でございます。

農地の所在、花坂字・・・・番・・・・で、場所については、4ページの航空写真をごらんください。

登記簿は畑、現況地目は宅地。現在の農振区分は、農振農用地外、面積は169㎡です。

申請者の住所、氏名は、・・・・番地、・・・・氏。

現地調査につきましては、2月5日事務局と上田委員と実施いたしました。後ほど委員より報告があります。

申請地は、花坂小学校体育館付近に位置し、登記簿地目は畑、現況は宅地であります。昭和41年の国道480号線敷設の際に、山肌崩落により家屋が消失したため、その代替地として、昭和42年に居宅を建築し、現在に至っております。

以上について、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について、承認相当と判断いたしましたので、以上御審議願います。

議長

はい、ありがとうございます。

続きまして、現地報告について、担当の委員、お願いします。

上田委員

8番上田です。

本案件について、平成31年2月5日に事務局の門谷係長とともに、現地調査を行いました。

申請地にあっては、昭和41年の国道480号線の工事の際、山際崩落による家屋の紛失のため代替地として建築されました。今回土地所有者が土地と建物あわせて売却を考えており、農地法第2条の請求に至りました。

現地において、農地法第2条の農地でない旨の証明について問題ないと判断しています。以上で、報告終わります。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局並びに担当農業委員さんにより、説明などがありました。御意見などはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

御意見がないようですので、議案第14号については承認したいと思っております。

それでは、続きまして、議案第15号、農地法第3条の移転による許可申請について、事務局に説明お願いいたします。

事務局（民農 里英） 議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、別添の農地につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。

平成31年2月14日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の申請は、1件でございます。

農地の所在、高野町大字花坂・・・番で、場所については、8ページの航空写真をごらんください。

登記簿地目は、田。現況地目も田。現在の農振区分は農振農用地内。面積は1,361㎡。権利設定は、相続による所有権の移転です。

譲渡人の住所、氏名、・・・番地、・・・氏。

譲受人の住所、氏名、・・・番地、・・・氏です。

現地調査につきましては、1月23日に事務局と上田委員と実施いたしました。後ほど委員より報告があります。

詳細については、8ページの調査書をごらんください。

今回の申請は、隣接するかつらぎ町の農地の相続による所有権の移転に続き、申請がされました。

1号の全部効率化要件については、譲受人の経営農地を含めて野菜の作付を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため、該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。

4号の農作業常時要件については、譲受人が年間70日農作業に従事し、家族経営者として父母が年間250日農作業に従事すると見込まれる計画であるため、該当せず、5号の下限面積については、高野町は全域で10aの設定で、今回の取得面積を合わせて133.24aのため該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調査要件については、取得する農地で野菜の作付を行い、効率的な農業経営を目指す。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えています。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元の委員、上田さん。

上田委員 8番上田です。
議案第15号について、平成31年1月23日に事務局の小西事務局長と民農主事とともに、現地調査を行いました。
当該申請地については、以前より保全管理状態が続いており、隣接地に野菜等の栽培を行っていることから、引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。
事務局の説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断したので、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局並びに地区議員さんの説明がありましたが、何か御意見ございませんか。
どうですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ありませんか。
意見がないようですので、議案第15号については可決したいと思います。
続きまして、議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用、集積計画の決定について、事務局に説明お願いいたします。

事務局（民農 里英） 議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について。

高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので、農業委員会の決定について意見を求める。

平成31年2月14日提出。

高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の申請は、1件です。

農地の所在、高野町・・・ほか1筆。場所については、13ページの航空写真をごらんください。

地目、登記簿、現況ともに田です。農振区分は、農振農用地内です。合計面積、2筆合わせて651㎡です。権利種別は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益財団法人 和歌山県農業公社、理事長、下宏氏。

利用権の設定をする者の住所、氏名、・・・番地、・・・氏です。

利用目的といたしましては、果樹でリンゴ栽培をする予定です。
期間は10年間です。

本申請に当たっては、紀北川上農業協同組合様に書類作成等のお手伝いをいただいております。

借り受け予定者は、……氏、昨年10月の第9号議案で御審議いただきました。航空写真で見ますと、近隣農地……番地と……番地に続いての申請です。

今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、許可相当と考えておりますので、御審議願います。

議長

ありがとうございます。

これによる地元農業委員さん、御意見ございませんか。

井阪委員

2番井阪。済みません。これもう、そしたらことしから、もう植えつけられるんですか。

事務局（門谷 佳彦）

利用権の設定の完了してから行う予定になっておりますので、このとき、一旦公社へ、……さんから借りた後、公社から応募された方なんで、その手続が終わって以降になるんで、その辺の時期はまだ未定なんですけど、法定手続を済んだ上で行う予定となっております。

井阪委員

2番井阪です。これは、町かどっかから、補助金みたいなもん出ますの。

事務局（門谷 佳彦）

リンゴを植えられるということで、町の果樹、薬用作物産地化支援事業という補助金があるので、その補助金の交付申請を現在されているというところです。

また今後、もしそういうことをされて、今の地区のほうで、担当地区でおられる方、もしそういうのがあるようでしたら、またあらかじめ御相談いただければ、補助の対象になるものか否かということ、御相談はできると思いますので、また相談いただければと思います。

井阪委員

はい、わかりました。

議長

ありがとうございます。
ほかにはないですか。

井阪委員

済みません、2番井阪です。そしたらブドウの、ブドウかな、年に1回はしてくれてはるように思うんやけども、そこからあれ植えてからずっと割と変化ないように思うんですけど、植えてくれはるんかな。

管理だけ、草刈るのだけでも大変やのに、植えたらもっと大変ですよね。鹿とか。リンゴつくらはるところも大変や思いますわ。

事務局（門谷 佳彦）それは、就農されるときには一応そういうリスクはあることは十二分に御説明はしております。

ただ、可能性としてリンゴをつくられている方、会長を含めておられるので、できないということはないんですけど、それに対する対策をしかるべき対策をきちんととらないといけないので、中山間地域であることで鳥獣害の被害があるということ。あとは自宅から遠いということ。雪もふるということ。それも含めて、そういう条件下であるということも、自分も重々承知してましたやろうし、本人としても何か地区内の農家さんに直接アプローチして、いろいろと御教示いただいたりとか。そういうことをされているということをお聞きしていますので、腹積りは自分の中では、相当しておると思います。

井阪委員

前、ホップを植えに来られたときもね、にぎやかになっていうてね。近所の方が、人に出会うことがあれへん。ここらでがしゃがしゃ、がしゃがしゃ人がしてくれたらにぎやかで、うん。よかったっていうていってはりました。

議長

ほかにはないですか。

（「ない」と呼ぶ者あり）

それではご意見等がないようですので、議案第16号については決定とします。

続きまして、議案第17号、農業委員会の適正な事務施設に向けた平成30年度の目標並びに、その達成状況に向けた点検・評価並びに、平成31年度の目標並びに、その達成状況に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（民農 里英）

議案第17号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及び、その達成状況に向けた点検評価並びに、平成31年度の目標及び、その達成状況に向けた活動計画について、農業委員会の適正な事務実施について、平成21年1月23日付。経営第5791号。経営局長通知に基づき、平成30年度の点検評価結果案、並びに、平成31年度の目標と達成に向けた活動計画案を作成した

ので、審議願いたい。

平成31年2月14日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

本案件につきましては、農業委員会の判断の透明性、公平性、公正性が内部・外部を問わず求められており、点検・評価と計画の案を作成し、地域からの意見聴取を経て決定することとなっています。

なお、委員の皆様にも事前にお渡ししておりました点検・評価（案）を精査したところ、修正がありましたので、修正箇所を赤字で示した点検・評価（案）をお手元にお配りしているところでございます。

また、ここで素案を成案としていただいた場合でも、修正いただいた場合でも、この活動の点検・評価（案）と活動計画（案）は、2月21日から30日間、高野町のホームページに掲載して、住民の意見を求めます。意見の有無にかかわらず、締切後は、案を削除した決定事項としてホームページに掲載し続けることといたします。

15ページをお願いいたします。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、ローマ数字、大きなIについては、町内の農地面積や農家数を記載したものです。お目通しいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、その隣のIIをお願いします。

担い手への農地の利用集積・集約化の2番目です。平成30年度の目標及び実績ということで、集積目標は2haであったのが、結果として0.5ha減の1.5haでした。

その1.5haのうち新規実績は、0.3haでした。

続いて、16ページをお願いいたします。

Ⅲの1番目の新たに農業経営を営む者の新規参入についてですが、平成27年度に、株式会社、……、平成29年度に、株式会社、……が新規参入いたしました。平成30年度の新規参入はゼロ件でした。

次に、その隣のⅣ、遊休農地に関する措置でございますが、遊休農地に関する措置に関する評価ということで、1番目の現状及び課題としては、平成31年3月現在で遊休農地面積26.5haとなっています。

その下の2番目の平成30年度の目標及び実績ということで、解消目標を1ha、昨年の年度末時点で遊休農地になっていたものから、解消していくものを1haと定めておりましたが、解消実績は1.2haが実績として出ております。

17ページに移っていただきまして、Ⅴ、違反転用への適正な対応ということで、これについてはゼロということです。

違反転用つまり無断転用をみずから認めて、始末書を出して、追認許可を得て、農地転用の許可を得られたものは含まないという

形なので、ゼロとなっております。

続いて、18ページは、農業委員会の状況について記載しておりますので、お目通しのほど、お願いいたします。

続いて、19ページは、活動計画となっております。

担い手への農地の利用集積・集約化について、これまで集積面積6.6haというのが、現状及び課題へ記載しておりますが、ここを1haふやすとしております。

目標設定の考え方は、これまでどおり目標値として見えやすい数値である1ha増ということで、目標設定をしております。

続いて、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてということで、1経営で1haを目指すということで、平成31年度の目標及び活動計画は、昨年と同様の数値、目標数値を定めております。

続いて、20ページです。

遊休農地に関する措置について、平成31年度の目標及び活動計画で1haとしております。遊休農地所有者について、現在おられる25.6ha分の所有者については、県外在住の場合や死亡による相続登記未了の場合など、解消することが困難といえる遊休農地がふえていることから、平成30年度と同数を目指値としております。

以上、説明及び朗読といたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局で説明ありましたが、何か御質問ございませんか。

井手上委員

4番井手上。さっきちょっと読み上げとった中で、聞き間違えかもわからんけども、16ページの遊休農地に関する措置に関する評価、これ遊休農地面積、私ちょっと聞き間違えか、ここでは25.6と書いてますけども、読み上げ26.5とって言われたように思ったんで、ちょっと。

事務局（門谷 佳彦）

読み上げのほう間違えてますので、済みません。面積のほうは25.6と記載している議案書のほうが正しいです。

井手上委員

今現在やったら、この16ページの3の3ですけど、活動実績、これは今現在町観光振興課までええんやろうけども、30年、大正ごろは。現代のやつでいいんかな、これは。

事務局（門谷 佳彦）

そうですね。観光振興課と協議というものが、こっちが・・・というのなくて、これを出すのが、3月31日現在までの評価をとります

ので、現状が観光振興課に変わってるということになりますので。

井手上委員

はい、わかりました。

次の一番最終の、ページ数が19ページの3の1の課題のところで、これ産業観光課とあるのが、これ町観光の産業振興課に変えとかなあかんの違うかな。

事務局（門谷 佳彦）そうですね。関係部署というように変えらなあかんのですね。

井手上委員

その次、20ページやな。20ページの1のところ、1のところで啓発活動を行う必要があると考えていると。これはもうこれでええと思うんだけども、活動計画も、それ啓発もするということを入れといたらどないかな。これをまたものが違うようになつとるんかどうか、ちょっとわからへんけど。

事務局（門谷 佳彦）違反転用への適正な対応のところでよろしいですか。

井手上委員

1番のところで、課題のところで、今後より一層啓発活動を行う必要があると考えていると書いてあるねんけど。これはこれでええと思うんやけど、活動計画の中では、早期発見に努めるだけでとまっとるんでね。広報等を利用して啓発と上へ書いてくれてはるさかいに、啓発活動を行うというて、活動計画の中へ入れたら、同じ文言だけ入れたらどないかなと思うんだけどね。

以上です。

議長

いろいろと指摘いただいて、ありがとうございます。

事務局（門谷 佳彦）これは農業委員会の姿を、今後、全ての国民にわかりやすくしなさいということを目的でやっております。

まず、その中で一つは高野町の農業委員会としてどういうまちで、どういう農家が構成されているかというところを、まず載せてやれと。それに対する農業でございますので、担い手への農地の集積をどうするか。まちとしてどう、まちの委員会として、農業委員会は農地の集積をすることが、農業委員会法で義務づけられてますので、その委員会としてどうするかということを書いております。

今回、たまたま集積が多かったというのあるんですけど、今後、まちの状況としては小規模な農家が多いし、高齢化もあるし、かつ基盤整備等が未整備な地域が多い。多いというか、全てですから、それに対して離農者がふえてくる中でおるので、現在やられている方がリードしながらでも集積をするという方向で、遊休農地を食い

とめていこうということ、ぎゅっと細かく書いてある項目なんです。

基本的には、中間管理事業を活用してやるというので、今、追い風になるのが、温暖化の関係でまち中でやられた農家の方が、うまいこといかなのでということで、我々のまちのホームページのほうで、模索をされるとかというのが、ここ最近出られてますので、これをチャンスとして、そういう集積につなげる方向をしていきたいと。

不在地主になられている方とか。もう相続して息子さんらはやられてないとかというところがあったら、うちも積極的にはそこらの案内をして、できるだけ集積につなげるとするんです。そういうところが、もしあれでしたら、担当地区委員を通じてお話をさせていただきますので、御協力をいただいて、集積を目指していこうということを書いています。

新規参入につきましては、それに関連するもので、個人の経営体が入っていただくのもいいですし、企業が大きくまとまった面積で入っていただくということも大事ですし、また、地元の農家さんが法人化するというのも、企業参入の一つになります。

実際のところ、現状、和歌山県全体と見ても法人の参入というのは1%ぐらいであるので、なかなか一戸というのは、もうすごいことで、ここ3年の間に2経営体も農業をやり出したというのは、ある意味奇跡みたいなものでございまして、今後こういうのを続けていけたらなと思っております。

次、遊休農地。これが一番問題がありまして、年々増加、右肩上がりです。これにつきましては、ほぼ全国的な統計上、右肩上がりで、これはいかなんということが、この国の農業をという、重点的な課題です。

これというのは、つくる人がおれへんというのが、圧倒的な理由。ついに、刈的な理由、外的要因としては鳥獣害の対策が、費用がかかるという話で、それについては、町としても鳥獣害対策というのは、年々9月を捕獲圧を高めるなどをして、対策を講じておるものですが、何せ相手は動物なんで、なかなか百点満点の答えができない。

解消に向けた取り組みというのは、もう集積をしていただいて、新たな参入をしていただいて、活用をしていただくという方法が手っ取り早いんですね。

ただ、多くはもう課題としては、昨年度からの課題でどうしようもない農地は、もうどうしようもないところが、もうそれは農地以外のものであるという認識を、整理をしていくという作業が、やっぱり必要になってきますので、それについては、今後進めていかな

といかんというところでございますんで、引き続き農地パトロール等を実施していただいて、2回、毎年利用状況調査というのがあります。その内容によりけりのこの数字になりますので、若干、突然山やったところが、ことし突然営農を開始したという結果を書かれている委員さんが何人か見受けられましたので、本当にそうなのかというところの検証まで、まだできてないんですが、できるだけ精度の高い調査のほうをお願いをしていただく。

また、そういうややこしいところは、事務局で可能な限りは再度チェックはさせておるんですが、何せ短期間に146haの調査の集計をしないといけないので、なかなかそこまで目が回らないんで、精度の高い調査の御協力をお願いしたいと思います。

今のところにつきましては、一応、事務局の・・・のほうから説明あったようなとおりの追認許可も含めたところというのは、最近ございませんですが、にわかに疑われるようなところがあるような気もせんでもないようなところがあるので、引き続き、その辺をしていただきたいというところと。

もう一個が、次の隣のページにあるのが、農地法による事務の点検、事務局の内容のほう書いてるんですけど、農地法で決められたルールがあって、いつまでに許可してどうしてるよということを書く必要があります。これについて、3月31日現在までの、今までここに農地法第3条に1件と書いとるけど、今まで農地法第3条の審議はしたことないやないかという御意見、今月までなかったはずなんですけど、うちの場合は、個々の事案ごとに環境地区委員とともに現地調査を行ってやるということと。

受付から許可書交付までは14日間、二週間でいきますというふうになっていますので、そういうふうなことを。

あとは、法人の参入があるんで、法人の参入の報告の状況であるとか。農地法の52条で決められているその他権利上の報告とか、台帳の整理状況等について書いております。

あとは、地域の御意見を聞いた場合というところを書いておりますが、私のやっている10年間は、地域の方からの御意見は聞いたことがないです。聞いたことがないというのは、特に、どういうふうなことをして、農業委員会とかに意見をいうという機会をわからないということが、多分課題やろうなと思うので、これを今年度中から来年度に向けて、そういう御意見を聞ける場合をつくろうかなと思っています。

その意見に関して、皆さんといろいろなことを話し合っ、最終的に町当局に対しての陳情・要望を行うというふうなこともやっていこうかと思っていますので、また、そのときは御協力いただきたい。

あとは、最後に、事務の実施の状況ですので、事務局がちゃんと仕事をしとるかということを書いておるだけですので、そういうことです。

あとは、それに向けた来年度の目標を書いております。おおむね目標としては、今年度の目標をスライドした目標というふうなこととなっております。

井出上さんから御指摘のあった項目については、その内容を反映させた上で、ホームページのほうで公表を行い、農政局のほうへ報告するようにしています。

今回、毎年はこの後にもう一回、案の決定したやつをしましたが、今年度からは、もうこれをもって、案の修正をして報告をした後、期間満了後に載せていく形にします。

その間に、何らかの御意見等があれば、また御連絡いただければと思います。

議長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、報告第15号、農地法第6条第1項の規定に基づく農産物生産法人報告書の提出について。事務局より説明願います。

事務局（民農 里英）

報告第15号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出について。

農地法第6条第1項の規定につき、農地所有適格法人報告書が提出され、内容を確認したので報告する。

平成31年2月14日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

農地所有適格法人の報告書について、御説明いたします。

今回の報告は、1件でございます。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定で、農業委員会に報告することとなっております。その報告は、農地法施行規則第58条第1項により、毎年事業年度の終了後3カ月以内と定められています。

続きまして、今回農業生産法人からの農地所有適格法人からの報告書の提出がありましたので、農地所有適格法人としての適合状況、農業適格法人確認書によって確認いたしました。

よって、この確認書をもって報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明などございましたが、御意見ございませんか。

事務局（門谷 佳彦） これは、農業適格法人、いわゆる法人さんが農地を取得をして、その管内で農業をやられたときに、一応基準があって、前年度の売り上げが下がったためとかね。そういうのとかがあって、それを事業完了年後ごとに報告せなあかんという義務があって、結局は、ちゃんと農業をするために法人、株式会社でもとれるんですね。だから、ちゃんと農業をする目的で土地をとったんだから、ちゃんと農業してるよねということ、農業委員会としても、ちゃんとチェックしてる。法人という名前だけで、実際は土建屋さんで資材置き場にしとくとか。そういうことをないようにするためやと思うんですよ。

ほんまに農業として、それをその農地を取得して、農業としての販売利益、売り上げ等があるかどうかということをしてますかというふうなこと。

あとは、誰がするのって、法人になると、誰が個人と違って、誰がするか明確化ないとか。そのかわり一応法人で取得する場合は役員、執行役員さんが何日以上しなさいというルールがあって、ここに多分、下のほうにややこしい、次のページに業務執行役員数3名で、そのうち農業に従事する構成員が3名ですよとかというのが書いてあるのが、そういうところなんです。

これが、一人じゃだめよとか、100人おるのに一人とかというのではなく、これは2分の1とか、3分の2とかの規定があって、そういうふうになってますかというチェックをしたりとか。

あとは、構成員がどれだけおるとか。今回の、・・・さんに関しては、6人の従業員さんがおって、6人とも農業してますよ。役員も含めてということになりますので、ちゃんとやってるんでしょう。

本体は、・・・町にもございますので、そちらのほうでは前年度、前々年度の売り上げを見ていただいたとおりでございますけど、平成28年度は296万3,000円あったのが、次の年には520万6,000円になって、今回報告期の決算というのは1,161万7,000円と、順調に右肩上がりでやられてます。ここに書いてある。関連事業としては、農産物の販売もやっております。この会社は東京のほうでもお店も出しておりますし、幅広く農業の分野での自分、地元の野菜を活用したりとか、和歌山のブランドを活用して、そういうふうな幅広い展開やられてる業者さんですので、その報告のとおり売り上げが右肩上がりになっているということでございます。

あとは、その他の事業、やっていないこと農業以外で、・・・としてはね。本体は、・・・という大きな会社なんですね、この社長は、・・・産業というのは、ゆむゼネラルウオーターという、和歌山の会社に御存じかと思うんですけど、その関連会社で仕事

をしています。例えば、タンクの清掃であるとか。そういう特殊な業務をもとから、地元でやられてる業者なので、母体のほうしっかりしてる業者です。

それにつけ加えて、新しくこういう農業というビジネス展開、これというのは有田地方のミカン畑が離農して、どんどんと要らなくなってきたというところで、新たな仕掛け、今のところは有田川町さんと一緒にやってる地域づくりとか、そういうことも踏まえたことを一緒にやられてまして、その流れでいろいろと、最初はワインタクシーとかということも踏まえた構想を、うちの町長とも持たれてたんですけども、なかなかものがうまいことできなかつたとか、その辺があるので、今、苦慮されてるというところあるんですけど、まだ、諦めてないということでもありますので。

議長

わかりました。

何か御意見ございませんか。

御意見ないようですので、報告第15号については、以上といたします。

本日の会議はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

*****午前11時40分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月20日

会 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 4番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。